

# 保育施設の設置の認可等に関する事務

根拠法令：児童福祉法

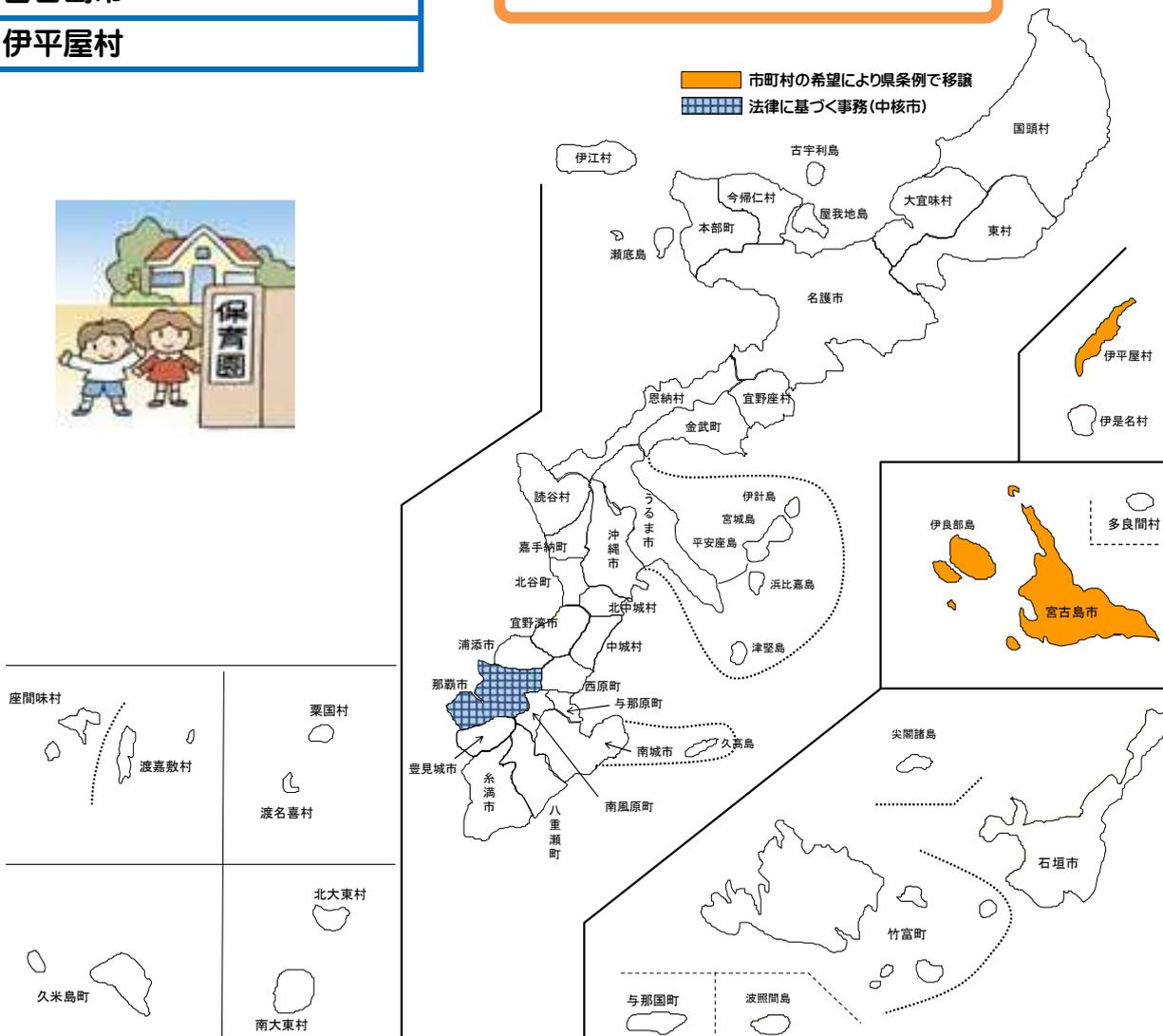
移譲対象：全市町村（那覇市除く）

事務の内容	メリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保育所の設置認可に関する事務</li> <li>◆ 保育所の指導監督に関する事務</li> <li>◆ 認可外保育施設の設置等の届出の受理に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保育の実施主体である市町村で処理することで、状況把握、迅速な対応、きめ細やかな指導が可能となる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 認可外保育施設の指導監督に関する事務</li> </ul>	<p><b>県の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 財政支援：権限移譲交付金の交付</li> <li>◆ 研修等：県が実施する監査等への同行などの研修を行っている。</li> </ul>

移譲年月	移譲市町村
H25.4	宮古島市
H28.4	伊平屋村



## 平成 28 年4月時点の移譲状況



# 地域の実情に即し、効率的な 保育所の設置認可



## 事例紹介 宮古島市

権限移譲事務 児童福祉施設の設置の認可等に関する事務

### 移譲受け入れの経緯

保育所とは、保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育する児童福祉施設である。

認可保育所の設置は、当該地域周辺の待機児童数や地域の現状、将来の動向などを考慮し、様々な視点から審査する必要があるため、地域に詳しい市において担当した方が、より効率的に、かつ地域の実情に即して進めることができる。

そこで本市では、保育所の設置認可等の事務の権限移譲について、県と協議等を行い、平成 25 年度から移譲を受け、実施している。

### 取組等

権限移譲を受ける前は、市窓口で申請者からの認可申請を受け、市長の意見書を付して県へ進達し、その後、県の審議会の審議を経て、認可等の判断がなされており、申請から認可までに約 2 ヶ月を要していた。

権限移譲後は、市の認可保育所設置者選考会や、児童福祉審議会における審議等を経て認可を判断することになり、申請から認可までの日数が短縮された。



また、本市独自の取組として、保育所等の設置認可をより慎重に審査するため、申請者に対し、公立保育所の所長によるヒアリング調査を実施している。ヒアリング調査においては、地域の実情を踏まえ、専門的な立場から質疑応答等を行い、設置認可にあたっての判断材料の一つとしている。

加えて、当該ヒアリング調査に担当職員を同行させることで、職員の知識の習得を図り、設置認可後の指導等に活かすこととしている。

平成 27 年度の設置認可件数は 2 件、平成 28 年度の設置認可件数は 3 件となっている。



### 効果等

離島は本島から距離的に遠いことなどから、手続きに費用や日数を要する状況があったが、権限移譲により、申請者が沖縄県本庁へ出向く費用や時間がかからなくなったほか、認可までの日数も短縮された。

また、申請者にとっては、身近な市役所において設置認可に向けての相談や、申請手続き等ができるようになったという効果もあるものとする。

(担当課：宮古島市福祉部児童家庭課)

平成 29 年 3 月作成

# 身近な市が行う、 認可外保育施設の指導等



## 事例紹介 宮古島市

### 権限移譲事務 児童福祉法に基づく事務

#### 移譲受け入れの経緯

認可外保育施設とは、乳児等を保育することを目的とする施設で、児童福祉法の認可等を受けていない保育施設、いわゆる「無認可保育園」「託児所」「ベビーホテル」などと呼ばれる施設の総称である。

これら認可外保育施設の設置届受理や立入調査等は、児童福祉法で県の事務とされているが、住民に身近で、地域の実情に詳しい市において担当した方が、保育の質の向上に繋がると判断し、県との協議等を経て、平成25年度から権限移譲を受け、宮古島市において実施している。

#### 取組等

移譲後の立入調査では、市に寄せられた施設に関する苦情、意見等を踏まえたきめ細かな調査が可能となり、認可外保育施設の指導強化に繋がった。

平成26年度は、全11施設に対して立入調査及び改善指導を行った。これら施設の情報と調査結果は、市のホームページで公開している。



また、身近な市が担当ということで、施設事業者からの相談等が増えており、制度や施設基準等への理解も一定程度進んでいると思われる。



一方、課題としては、立入調査等の対象施設数が少なく、ノウハウの蓄積が進みにくいことがあげられる。そのため、本市では、毎年度県の立入調査に同行し、ノウハウの取得、積み上げに努めている。



#### 効果等

このように、保育の実施主体である市において事務を実施することで、事業者に対する指導監督や保護者等への情報提供など、きめ細かで迅速な対応ができるようになり、宮古島市の児童福祉行政の充実につながっている。

(担当課：宮古島市福祉部児童家庭課)

平成28年3月作成